

交通戦争と言われた時代もありましたが、平成27年の死亡者数は4,117人となっております。

政府が第9次交通安全基本計画(2011～15年度)で掲げた「15年までに死者3000人以下」の目標は達成できず、死者数の増加について、警察庁は「事故に遭った場合の致死率の高い高齢者人口の増加が背景にある」との見解を示しています。高齢化が、交通事故を増やしていることの原因であることは確かです。

一方、平成12年には9,073人であった交通事故死者の数は、平成27年に4,117人と半分程度に減少しました。その理由はいろいろと見解があるようですが、一つ目は、飲酒運転などに対する啓発・厳罰化、次に工学的な技術の進歩が挙げられるようです。後者は、人が自動車と衝突した時の衝撃をどう軽減するか、また運転者・同乗者の安全をいかに守るかという技術が進んできたことによります。

もう一つの原因は、トラックやバスなどの運転者の課題です。報道されているように、運転の経験・技術の問題もあるかもしれませんが、スケジュールが過密で十分な休養がとれないこと、健康上の問題で運転が不可能な状態になること、などが挙げられます。

航空機のパイロットでは、急に操縦ができなくなる状態を、「急性機能喪失」と言います。その原因は、脳卒中などによる意識消失、心筋梗塞・狭心症、下痢や嘔吐などの消化器症状、腎結石や胆石など石による発作、精神疾患が主なものです。パイロットの身体検査基準は航空法の基づき定められております。(航空医学研究センターホームページ参照 <http://www.aeromedical.or.jp/manual/index.htm>)

自動車や鉄道の運転は、航空機と異なり2次元、平面ですので、一概に同じ解釈はできませんが、急に運転ができなくなる原因はほぼ同じでしょう。健康管理や労務管理が大きく問われる時代となっております。

運送業だけでしょうか。営業車のある企業様も、その管理責任が問われる時代となりました。健康管理はできておりますか。労務管理は大丈夫でしょうか。

是非、健康診断結果の確認を産業医にお願いしましょう。また、健診先の医療機関で、血圧、糖尿病の項に所見がある場合は、必ず再検や受診勧奨をお願いします。健診結果は、企業も共有し、その結果に対して、配慮を行うということが、健康管理の基本となります。人材不足はよくわかりますが、是非よろしくお願いします。

また、内服薬についても、風邪やアレルギーの薬は、眠気が出るものが多くあります。市販薬を含めて、安易な使用は控えるように、社内で啓発活動をお願いします。

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルが、国土交通省から発表されております。
平成22年に発表され、平成26年改訂されております。ぜひご一読いただきたいと思います。
http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/manual_kenkoukanri.pdf#search=%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%AE%A1%E7%90%86+%E9%81%8B%E8%BB%A2%E8%80%85

労働衛生コンサルタント 福本 正勝 氏

【プロフィール】

医師免許 1989年5月

労働衛生コンサルタント 2009年3月合格 2011年1月登録

社会福祉法人長岡福祉協会 首都圏事業部介護老人保健施設 新橋ばらの園施設長

日体柔整専門学校 公衆衛生学 講師（非常勤）

日本女子大学大学院 人間科学部社会福祉学科 講師（非常勤）

東京福祉大学 講師（非常勤） 労働安全衛生法、労働衛生学担当

海外勤務者健康管理全国協議会（幹事）

日本宇宙航空環境医学会（評議員）

日本産業衛生学会（代議員、全国産業医部会幹事、関東地方会幹事、関東産業医部会部会長）

日本人間工学会（代議員）

日本循環器心身医学会（評議員）

日本衛生学会（評議員）

..... * .+

【大槻事務所だより】

今月のテーマは「傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります」です！

URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol86.pdf

..... * .+

□

| 2 | 大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第45回目）

□

そもそも、いきなり朝型人間になるのは大変です。

私は起床時間を10分、20分、30分…と徐々に早めていくことにより、身体に覚えさせていきました。私は低血圧のせいか寝起きが悪く、実際に起きる時は「おりゃあっ！」と気合で起きていますが、そんな生活を続けていくうちに自然と5時半には目が覚める習慣がついてきました。

また、朝の時間をより有効に使うべく、実際に何を行うか具体的に行動を決めて朝活を取り入れました。私は、8月の社会保険労務士資格の取得に向けて絶賛勉強中の日々…。仕事から帰ってからの勉強は体もクタクタで集中力がありません。朝の冴えた頭で勉強すればもっと効率的に勉強ができるはず！と考え、現在は「朝勉」を行っています。

その他にも実践していることは、一日の活力となる朝食を必ず食べること、朝一にコーヒーを淹れて飲むことです。（今では会社でコーヒーを淹れて「ホッ」と一息つく静かな時間がかかせません。）

朝型人間となっても、家は誘惑が多くてなかなか勉強に集中ができないこともあり、勉強の場を職場に移したのですが、早い時間帯での出勤は、混雑した電車に乗らずにすみ、朝のストレスを最小限にすることができるという効果もありました。

世の中の朝活を調べてみると、「朝ヨガ」・「朝読書会」・「座禅会」・「朝婚活 (!?)」なるものが開催されているようです。

（朝から婚活なんて…なかなか刺激的な一日のスタートですね。）これらは平日の7:00～8:00に開催されているようです。

いつもよりも少し早起きを試してみるだけで、ちょっと、または劇的に生活を変えることができるかもしれません。ぜひ参考にしてみてくださいと思います。

最後までお読みいただきましてありがとうございました。

平成27年入所 第一室 小野寺美香

【執筆者】 大槻事務所 労使関係研究会

Q: 最近、社内に労働組合が結成されました。ちょうど、36協定の更新時期で労働者代表を選出しなければならないのですが、労働組合と協定を締結しなければいけないのでしょうか。

A: 社内の労働組合が「労働者の過半数で組織する労働組合」であれば、労働組合と協定を締結しなければなりません。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」は、事業場ごとに「労働者の過半数で組織する労働組合」、「労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者」と書面による協定を締結することとなっております。

労働組合が「労働者の過半数で組織され」ているかどうか不明な場合には、組合員リストの提示を求めて確認されるのがよろしいかと思います。もし提示してもらえない場合には、過半数かどうか確認が取れませんので、昨年までと同様に労働者代表を選出して協定を締結し、労働基準監督署への手続きを行ってください。

熊本地震で被災された方の、医療機関での負担猶予、健康保険証なしでの受診などの情報につきましては、厚生労働省のホームページで随時更新されています。
また、地震の影響を受けて事業所が休業し、一時的に離職せざるを得ない方に対しては、失業給付を支給できる特別措置が取られています。

※厚生労働省 平成 28 年熊本地震関連情報 URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■□

◆編集後記

産業医福本先生のコラムでは運転者の健康管理がテーマでしたが地震に関する報道を見て健康管理の重要性をさらに感じています。厚労省からの地震に関する労働社会保険関連について取扱いが出ています。ご不明な点等ございましたら、各担当者までどうぞお聞きください。

また私のおすすめ担当の小野寺さんは 2015 年の新人賞に表彰されました。

朝活の効果でしょうか！インタビューが弊所 HP に掲載されていますので

是非こちらもお覧ください。 <http://www.otuki.org/index.php?act=project>

編集 発行 : 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ : このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは

下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト : <http://www.otuki.org/>